

議案第15号

阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部改正について

阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月3日提出

阿見町長 千葉 繁

阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例

阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平
成26年阿見町条例第23号)の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である
特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園であ
る特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こ
ども園法第27条の2第1項各号)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第23号）新旧対照表

改正前	改正後	備考
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	

議案第 15 号説明資料

【改正の理由】

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号。以下「基準府令」という。）の一部が改正されたことに伴い、阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（以下「阿見町条例」という。）について、基準府令に準じた改正を行う。

【改正内容】

(1) 虐待等の禁止に関する改正【第 25 条】

虐待等の禁止に関する規定について、幼児教育・保育施設に虐待防止に関する研修の実施を求める規定や、虐待を受けたと思われる子どもの発見時における通報を義務付ける規定を追加するもの。